

議案第50号

工事請負契約の締結について

工事請負について、下記のとおり契約を締結したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1. 工 事 名 公共下水道北茂安污水幹線築造工事(7工区)
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約金額 ¥65,978,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥5,998,000-)
4. 契約の相手方 住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2755番地
氏 名 株式会社 野口機工建設
代表取締役 野口 四都男

令和元年 9月 9日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



建設工事仮請負契約書



1. 工 事 名 公共下水道北茂安污水幹線築造工事（7工区）
2. 工 事 場 所 みやき町大字東尾地内
3. 工 期 自 議会の議決を得た日から
至 ● 令和 2年 1月 31日まで
4. 請 負 代 金 額 ¥65,978,000.-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥5,998,000.-)
5. 請負代金の支払地 みやき町役場 出納室
6. 契 約 保 証 金 財務規則第138条第4項(2)により免除
7. 請負代金のうち解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の佐賀県建設工事請負契約約款の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により頭書の工事を共同連帯して請け負う。

この契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(経過措置)この仮契約書は、この契約締結に係るみやき町議会の議決を得たときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の契約書とみなすものとする。

令和 元年 8月 26日

発 注 者 住 所 三養基郡みやき町大字東尾7-37-5
氏 名 みやき町長 末安 伸之



受 注 者 住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所 2755
株式会社 野口機工建設
氏 名 代表取締役 野口 四都男



入 札 経 過 書

入札に付した事項	名 称	公共下水道北茂安汚水幹線築造工事(7工区) ✓
	内 容	推進工事

上記に係る入札の経過について、下記のとおり報告します。

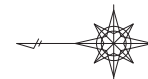
令和元年8月19日

下水道課長 宮原 忠行



みやき町長 末安 伸之 様

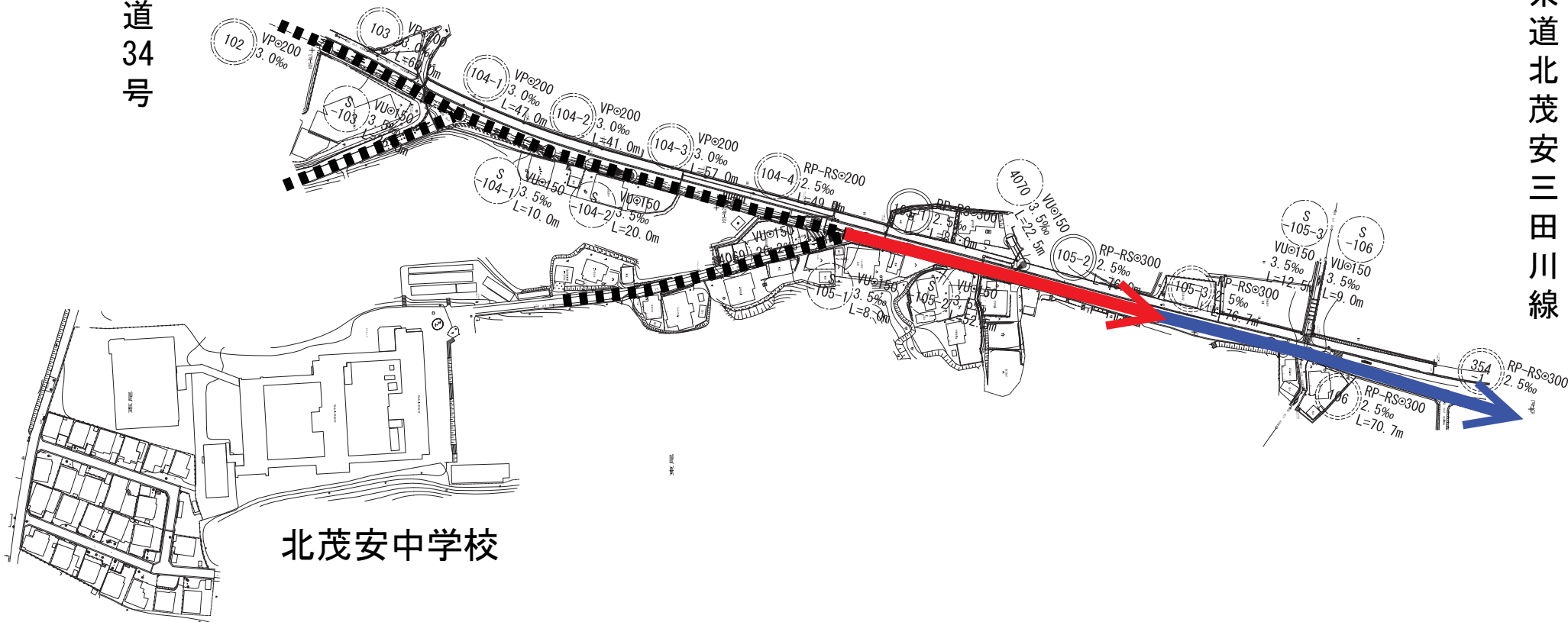
施行方法	1. 一般競争入札 ② 指名競争入札 3. せり売り	
施行日時	令和元年8月19日	午前9時30分
予定価格	予定価格(税込み)	¥ 67,342,000 ✓
	予定価格(税抜き)	¥ 61,220,000 ✓
入札回数	第 1 回	
入札者		
株式会社 原組 ✓	¥ 60,300,000- ✓	
株式会社 栗山建設 ✓	¥ 60,620,000 ✓	
株式会社 野口機工建設 ✓	¥ 59,980,000- ✓ 落札 ✓	
株式会社 坂口組 ✓	¥ 60,420,000 ✓	
鳥飼建設 株式会社 ✓	¥ 60,150,000 ✓	
株式会社 大島組 ✓	¥ 60,610,000- ✓	
落札者氏名	落札金額	摘要
株式会社 野口機工建設	¥ 59,980,000-	但し、当該金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札価格である。
せり売り人		-
立会人		-



← 至国道34号

町道白石西大島線

→ 至県道北茂安三田川線



北茂安中学校

- 凡例
- 既設下水道管
 - 当該工事
 - 次年度以降予定工事

工事名称	公共下水道 北茂安町水幹線築造工事（7工区）
図面名称	系統図
縮尺	S=1:1,000
図面番号	2/13
設計年月日	
番号	
図系	係 課 股 部
みやき町役場 下水道課	